

「個人情報保護法～健康情報保護～」に係る 研修受講者からの要望について

青森産業保健推進センター

副所長 外崎 健 至

当センターでは、今年度、「個人情報保護法～健康情報保護～」として、合計4回（衛生管理担当者3回、産業看護者1回）の研修を実施しました。

その中で、受講者から「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成16年10月29日付け基発第1029009号）の第3の4（1）と（2）により、各事業場で定めることが求められている「（事業場内の）規程」について、参考となるようなものはないかとの要望が多数ありました。

そこで、この要望に応えるべく、当センターでも検討していましたが、たまたま、京都産業保健推進センターの情報誌に、同センターの産業保健相談員（労働衛生関係法令担当）玉水半次氏が執筆した「規程」（案）を発見しましたので、同センターの承諾を得て、その記述を掲載します。

健康情報の保護に関する規程（案）

この規程は、「個人情報法の保護に関する法律」（以下、「法」という。）、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年7月1日厚生労働省告示第259号。以下「指針」という。）に基づき、社員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の健康情報の保護に関して定めるものであり、役員及び社員は本規程を遵守し、個人情報の適正な取扱いに関して、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱いなければならない。

（定義）

第1条 本規程における用語は次のとおりとする。

- （1） 「個人情報」「個人情報データベース等」「個人情報取扱事業者」「個人データ」「保有個人データ」「本人」とは、法第2条に定めるものをいう。
- （2） 「社員」とは会社で使用されている労働者、労働者になろうとする者、な

ろうとした者、退失において使用されていた者をいう。

- （3） 「健康情報」とは、雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するものをいい、下記に示すものを含む。
 - ① 産業医が社員の健康管理等を通じて得た情報
 - ② 労働安全衛生法（以下「安衛法」と

いう。) 第65条の2第1項の規定に基づき、会社が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果

- ③ 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき会社が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき社員から提出された健康診断の結果
- ④ 安衛法第66条の4及び第66条の5第1項の規定に基づき会社が医師等から聴取した意見及び会社が請じた健康診断実施後の措置の内容
- ⑤ 安衛法第66条の7の規定に基づき、会社が実施した保健指導の内容
- ⑥ 安衛法第69第1項の規定に基づく、健康保持増進措置（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）を通じて会社が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
- ⑦ 労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、社員から提出された二次健康診断の結果
- ⑧ 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて会社が取得した情報
- ⑨ 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- ⑩ 会社が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- ⑪ 社員から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、

任意に社員等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

- (4) 「産業保健業務従事者」とは、産業医、保健師等産業看護職、衛生管理者、衛生推進者（安全衛生推進者を含む）、総務担当部長、健康診断実施担当者、その他の社員の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

（利用目的）

第2条 健康診断は、その結果に基づき会社が適正な措置を講じることにより社員が健康を確保しながら就業できるようにすることを目的とし、具体的には次の事項をいう。

- (1) 健康状況の把握
- (2) 健康状況に基づく適正配置、配置転換、時間外労働等の制限の資料
- (3) 職場環境の把握の資料
- (4) 健康の保持増進対策の資料
- (5) 施設、設備等の設置、整備等の措置を講ずるための資料
- (6) 健康管理、衛生管理を進めるために衛生委員会に提供する資料

（利用目的による制限）

第3条 会社員及び役員、社員は、予め当該社員の同意を得ないで、前条に規定する利用目的以外の目的に健康情報を取扱ってはならない。

- 2 総務担当部長又は総務担当課長は、健康情報を、前条の利用目的の範囲で、且つ必要な項目に限り、総務担当役員以外の役員及び当該社員の直属上司

- (配置転換予定の上司を含む)に提供することができる。この場合、必要により、産業医又は保健師等の助言を得て健康情報を加工して提供することができる。
- 3 総務部長又は総務担当課長は、健康情報を、社員の健康管理その他前条の利用目的の範囲で、且つ必要な項目に限り、産業医、保健師等産業看護職、衛生管理者、衛生推進者（安全衛生推進者を含む）に提供することができる。
- 4 総務部長又は総務担当課長は、健康情報に係るデータを、社員の健康管理その他前条の利用目的の範囲で衛生委員会に提供することができる。
- 5 社員から提出された診断書の内容以外の情報を医療機関から収集する必要がある場合又は社員の健康情報を健康保険組合から収集する場合は、当該社員の同意を得た上で行うか、又は当該社員から提出を求めるものとする。
- 6 前項の規定に拘らず、健康診断を会社が健康保険組合と共同で実施したときは、法第23条の第4項第3号の規定により、予め社員の同意を得ないで当該社員に係る健康情報を健康保険組合から下記により提供を受けることができる。
- (1) 健康情報について共同で利用すること
 - (2) 利用できる個人データの項目は当該健康診断項目の範囲であること
 - (3) 共同利用する者の範囲は、産業保健業務従事者及び第3項及び第5項により健康情報の提供を受けた者であること
 - (4) 共同利用目的は第2条の利用目的の範囲であること
 - (5) 個人データの管理者は、総務担当課長とすること
- 7 前2項の社員の同意は、書面によるものとする。
- 8 合併その他の事由により事業を承継することによって健康情報を取得した場合、予め社員の同意を得ないで承継前における当該健康情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該健康情報を取扱ってはならない。
- 9 第1項から前項の規定は、次に掲げる場合は適用しない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体的又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 10 HIV感染症、B型肝炎等感染性の低い感染症情報及び色覚検査等の遺伝情報は、職業上の特別な必要性があり、且つ本人の同意がある場合を除き、取得してはならない。

(不正手段による個人情報の取得の禁止)

第4条 何人も、偽りその他不正な手段によって社員に関する健康情報を取得し、又は取得しようとしてはならない。

(安全管理措置)

第5条 個人データに関する事項は総務部の所管とし、総務担当役員を個人情報総括管理責任者、総務担当部長を個人情報管理責任者、総務担当課長を個人情報副管理責任者とする。

2 個人情報総括管理責任者は、個人データの取扱い、保護、保管等に係る事項について個人情報管理責任者及び個人情報管理副責任者を指揮し統括管理を行う。個人情報管理責任者は、産業保健業務従事者を指揮監督し業務を主管する。個人情報副管理責任者は、個人情報総括管理責任者を補佐し、実務を主幹する。

3 個人データは、原則として、総務担当役員、総務担当部長及び産業保健業務従事者（以下「産業保健業務従事者等」という。）のみが取扱えるものとする。

4 健康診断個人票その他の健康情報、個人データ、保有個人データ及び個人情報データベース等は、総務担当課長を管理責任者とし、総務担当課長は、入退室の管理、盗難等の予防対策、機器、装置等の固定、アクセス管理その他の管理を行うものとする。

5 個人データが漏れたとき、漏れたことを知った者は、速やかに総務担当課長に通知しなければならない。

6 総務担当課長は、個人データの取扱状況について管理し、いつでも一覧できるように整備しておかなければならない。

7 会社は、個人データの管理措置状況についての評価、見直しを行い、必要に応じて改善を行うものとする。

(社員等の監督)

第6条 産業保健業務従事者等は、その職務の範囲を超えて個人データを利用してはならず、又、業務上知り得た個人データを本規程によることなく若しくは本人の了承もなく第三者に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後及び退職後も同様とする。

2 前項の規定に反した者は、就業規則の規定により懲戒を行う。退職者については、必要な範囲で退職金の返還を求めることができる。

3 会社は、社員に対し必要な教育及び研修を行う。

(健康診断の委託)

第7条 健康診断の実施を委託するに当たっては、個人情報保護の十分な措置を講じていると認められる下記の基準を満たしている医療機関から選定するものとする。

- (1) 個人情報取扱事業者であること
- (2) 個人情報の取扱いに関する社内規程を有していること
- (3) 認定個人情報保護団体に加入していること

- (4) 委託契約において、委託先が講ずべき下記の措置内容が明記されていること

- ① 委託先において、その従事者に対し個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報漏らし、盗用してはならないこと
- ② 再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書で報告すること
- ③ 委託契約期間
- ④ 利用目的達成後の個人データの返却。委託先における破壊、削除が確実になされること
- ⑤ 委託先における個人データの加工、改ざんを禁止、制限すること
- ⑥ 委託先において個人データの複写、複製を禁止すること
- ⑦ 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと
- ⑧ 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること

(本人の同意)

第8条 予め当該社員の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、第3条第9項に規定する場合はこの限りではない。

- 2 前項の同意は、利用目的又は情報を取得する目的等を通知又は公表した上で、口頭又は書面により行うものとする。

(開示の請求)

第9条 社員は、いつでも本人の健康情報に係る保有個人データについて開示を請求することができる。

- 2 前項の請求があったときは、原則として書面により開示する。但し、下記の場合においては、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人、第三者の生命、財産等を害するおそれがある場合
- (2) 会社の適正な業務に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反する場合

(訂正等の申し出)

第10条 社員は、本人の健康情報に係る保有個人データに関して、内容が事実でないという理由により訂正、追加、削除を請求することができる。

- 2 会社は、前項の請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲で調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行うものとする。

- 3 前項の訂正、又は訂正を行わない決定をしたときは、請求者本人にその理由を付して通知する。

(利用停止等の申し出)

第11条 社員は、本人の健康情報に係る保有個人データが、第3条の規定に違反して取扱われ、又は第8条の規定に違反して第三者に提供されているという理由により、当該保有個人データの利用の停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 会社は、前項の請求があった場合、その請求に理由があることが判明したときは、利用の停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。但し、利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用が要する場合等の理由により当該措置が困難な場合で、これに代わるべき措置を取るときはこの限りではない。
- 3 前項の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わない決定をしたときは、請求者本人にその理由を付して通知する。

(手続)

- 第12条 第10条及び前条の請求は、総務担当部長又は総務担当課長に対して行わなければならない。

- 2 前項の請求を代理人が行う場合は、証明するものを提出しなければならない。

(苦情の申し出)

- 第13条 社員は本人の健康情報に係る保有個人データの取扱いに関して苦情を申し出ることができる。
- 2 前項の苦情の申し出は、総務担当部長、総務担当課長に対して行わなければならない。

(改正の手続)

- 第14条 本規程の改定等については、衛生委員会（安全衛生委員会を含む）の審議を経るものとする。
- 2 会社は、本規程の改定等について、必要に応じて、労働組合若しくは過半数労働者代表と協議するものとする。

「規程」(案)は上記のとおりですが、各事業場で規程を作成する場合、「法律」、「指針」、「留意事項」を十分ご理解の上、事業場の実態（健康情報保護に係る措置内容、規模、職制、健診実施機関の対応等）に合わせる必要があります。よって、この「規程」(案)は参考として利用していただき、適宜、変更、削除等して使用すべきと考えます。

なお、「個人情報の保護に関する法律」、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年7月1日付け厚生労働省告示第259号)、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成16年10月29日付け基発第1029009号)を確認されたい場合は、

厚生労働省ホームページ

(http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/index1.html)、

内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室ホームページ

(<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>)

をご覧くださいと思います。

併せて、京都産業保健推進センターのホームページアドレス、メールアドレスは、次のとおりですので、「規程」(案)につきましてご質問等がありましたら、直接お尋ね下さい。

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo26/>、sanpo26@mw.biglobe.ne.jp